第1章 はじめに

1.1 計画策定の目的

本市の地域公共交通は、鉄道、路線バスや乗合タクシー、一般乗用タクシー、航路等、様々な移動手段で構成されており、これまで「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年(2007年)施行)」に基づき、平成 30 年(2018年)3 月「尾道市地域公共交通網形成計画」(計画期間 5 年)を策定し、"持続可能なまちづくりを支え、将来にわたって親しまれる地域公共交通"を、地域公共交通のあるべき姿として、様々な事業に取り組んできました。

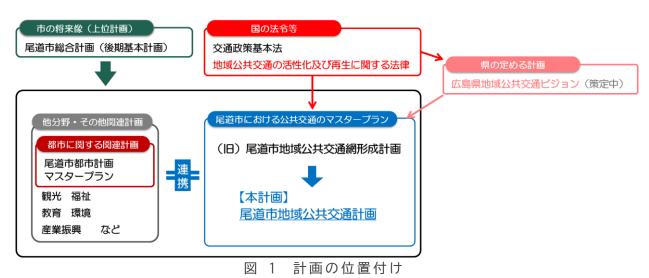
一方で、人口減少・少子高齢化、自家用車依存による地域公共交通利用者の減少に加え、地域公共交通の担い手の高齢化や人材不足、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化等から、本市においても地域公共交通の維持・確保は大きな課題となっています。

また、近年はデジタル技術の活用が大きな影響をもたらし、交通分野のデジタル 化や MaaS(Mobility as a Service)、自動運転技術の実装等が全国的にも進む中、 地域公共交通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

このような状況を踏まえ、本市の特色を活かしつつ、様々な連携等を通じて、持続可能な移動サービスを確保していくための新たな「地域公共交通計画」を策定することとなりました。

1.2 計画の位置付け

本計画の位置付けは次のとおりです。



1.3 計画の対象区域

本計画の区域は、本市全域とします。

1.4 計画期間

計画の期間は、令和 5 年度(2023 年度)から令和 9 年度(2027 年度)までの 5 年間とします。